

事務連絡
令和2年4月7日

管内介護施設・事業所等管理者
管内老人福祉施設管理者 殿

山形県健康福祉部長寿社会政策課長

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る対応状況の確認等の
結果について（送付）

今般の新型コロナウイルスへの対応について多大な御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、先日、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する取組み状況を確認するため御提出いただいたチェックシートにつきまして、このたび、県内各事業所等の取組み状況をまとめましたので、別添のとおり情報提供いたします。

引き続き、感染拡大防止に向けた取組みを実施くださいますとともに、取り組まれていないものについて、速やかに取り組まれますよう、よろしく願いいたします。

お忙しいところ、御協力いただきまして、誠にありがとうございました。

なお、新型コロナウイルスに関連して、御意見・御質問がある場合は、下記担当までお寄せくださるようお願いいたします（様式自由）。

山形県健康福祉部長寿社会政策課
課長補佐（介護事業担当） 山口
電話 023-630-3120
電子メール ychoju@pref.yamagata.jp

新型コロナウイルス対策（チェックシート）について

1 概要

新型コロナウイルス感染拡大防止対策の取組み状況に係るチェックシートを県内介護施設・事業所等に配付し、チェック内容をまとめた。

- (1) 取りまとめ期間：令和2年3月24日～4月1日
- (2) 回答の状況

サービス類型	事業所数	回答数	回答率
入所・居住系サービス	807	456	56.5%
訪問系サービス	320	153	47.8%
通所・短期・その他	1,617	786	48.6%
うち通所・短期	948	483	50.9%
うち居宅介護支援・介護予防支援	452	243	53.8%
合 計	2,744	1,395	50.8%

2 チェックシートの回答内容のまとめ

- (1) 咳エチケットや手洗い、手指消毒の実施状況
 - ・職員はほぼ実施しているが、利用者については、入所・居住系は高い(88.6%)ものの、通所・短期・その他(72.8%)や訪問系(54.9%)では低い。
- (2) 職員の体温計測の実施状況
 - ・介護職員については9割を超えて体温計測を実施しているが、管理者・事務職については、入所・居住系では9割以上実施しているものの、訪問系、通所系では7割程度に留まっている。
- (3) 職員の体温計測及び発熱した場合の対応
 - ・出勤前の体温計測及び発熱した職員の休暇等は9割を超えている。
(入所・居住 93.6%、訪問 91.5%、通所・短期・その他 94.7%)
- (4) 委託業者に係る対応（物品の受け渡し）
 - ・物品の受け渡しを玄関等の限られた場所で行っているのは、入所・居住系で91.9%、通所・短期・その他で86.3%、訪問系で80.4%となっている。
- (5) 入所・居住系施設における面会制限
 - ・89.5%の施設が面会制限を実施している。
- (6) 訪問系サービスを提供する際の対応
 - ・サービス提供前後の手洗い(97.4%)、手袋着用(96.1%)、マスク着用(89.5%)は高いが、エプロン着用(63.4%)、うがい実施(62.1%)は低い。
- (7) 通所系サービスにおける送迎時の対応
 - ・送迎前の体温計測は91.1%となっており、利用者が発熱している場合、サービス利用を断っているのは97.9%。
- (8) 事業所からケアマネジャー等への連絡
 - ・利用者の発熱により事業所がサービス提供を断った場合、各事業所から情報提供を受けることとなっているのは91.0%となっている。

以上

新型コロナウイルス対策（チェックシート）

【介護施設・事業所（入所・居住系）】

※ 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅

貴施設・事業所について

所在市町村	
事業所名	
サービス名	

【回答数 456事業所】

実施率

以下の項目について、当てはまるものすべてにチェックしてください。

項目1 「高齢者介護施設における感染対策マニュアル（改訂版）」について

95.2% 施設長・管理者、職員等の中で内容を確認しあっている。

項目2 咳エチケット（マスク着用を含む。）や手洗い、手指アルコール消毒について

（マスクやアルコール等の在庫がない場合であっても、可能な限り対応している場合は、チェックしてください）

99.6% 職員を対象に実施することとしている。

88.6% サービス利用者を対象に実施することとしている。

84.2% 委託事業者を対象に実施することとしている。

94.1% 面会者を対象に実施することとしている。

項目3 体温計測を実施する職員の範囲

96.7% 利用者と接する介護職員

91.0% 管理者、事務職や送迎を行う職員等

59.9% ボランティア等の職員

項目4 発熱した職員の対応

93.6% 職員は、各自出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合、出勤を行わないこととしている。

99.3% 発熱があった職員について、管理者に報告することとしている。

86.2% 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続く職員、強いだるさや息苦しさがある職員は「新型コロナ受診相談センター（旧：帰国者・接触者相談センター）」に相談することとしている。

85.3% 発熱があった職員について、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまで出勤を行わないこととしている。

96.7% 発熱があった職員の症状が改善した場合であっても、引き続き職員の健康状態に留意することとしている。

項目5 委託業者からの物品の受け渡しについて

91.9% 物品の受け渡しは玄関等施設の限られた場所で行うこととしている。

78.5% 委託業者が施設内に立ち入る場合は、体温を計測してもらい、発熱がある場合は入館を断ることとしている。

項目6 面会制限について

89.5% 面会は緊急やむを得ない場合を除き、制限している。

77.0% 面会がある場合は、面会者の体温を計測することとしている。

89.9% 面会者に発熱がある場合は、面会を断ることとしている。

項目7 利用者に発熱等の症状がある場合の対応

70.6% 37.5℃以上又は呼吸器症状が、2日以上続いた場合には、「新型コロナ受診相談センター（旧：帰国者・接触者相談センター）」に電話連絡することとしている。

94.7% 高齢者介護施設における感染対策マニュアル（改訂版）のインフルエンザの項での対応を参考とすることについて職員が理解している。

85.1% 疑いがある利用者については、原則個室に移すこととしている。

57.2% 個室が足りない場合は、同じ症状の人を同室とすることとしている。

86.4% 疑いのある利用者にケアや処置をする場合には、職員はサージカルマスクを着用することとしている。

89.0% り患した利用者が部屋を出る場合はマスクを着用することとしている。

60.5% 疑いがある利用者その他の利用者の介護等をする場合、担当職員を分けることとしている。

66.2% 職員又は利用者に新型コロナウイルス感染者が発生した場合にどのような対応をするかについて、内部で検討・シミュレーションをしている。

新型コロナウイルス対策（チェックシート）

【介護施設・事業所（訪問系）】

※ 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハ、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護

貴施設・事業所について

所在市町村	
事業所名	
サービス名	

【回答数 153事業所】

実施率 **以下の項目について、当てはまるものすべてにチェックしてください。**

項目1 「高齢者介護施設における感染対策マニュアル（改訂版）」について

93.5% 施設長・管理者、職員等の中で内容を確認している。

項目2 咳エチケット（マスク着用を含む。）や手洗い、手指アルコール消毒について

（マスクやアルコール等の在庫がない場合であっても、可能な限り対応している場合は、チェックしてください）

100.0% 職員を対象に実施することとしている。

54.9% サービス利用者を対象に実施することとしている。

32.0% 委託事業者を対象に実施することとしている。

項目3 体温計測を実施する職員の範囲

96.1% 利用者と接する介護職員

71.2% 管理者、事務職や送迎を行う職員等

20.9% ボランティア等の職員

項目4 発熱した職員の対応

91.5% 職員は、各自出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合、出勤を行わないこととしている。

98.7% 発熱があった職員について、管理者に報告することとしている。

86.9% 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続く職員、強いだるさや息苦しさがある職員は「新型コロナ受診相談センター（旧：帰国者・接触者相談センター）」に相談することとしている。

84.3% 発熱があった職員について、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまで出勤を行わないこととしている。

96.7% 発熱があった職員の症状が改善した場合であっても、引き続き職員の健康状態に留意することとしている。

項目5 委託業者からの物品の受け渡しについて

80.4% 物品の受け渡しは玄関等施設の限られた場所で行うこととしている。

40.5% 委託業者が施設内に立ち入る場合は、体温を計測してもらい、発熱がある場合は立ち入りを断ることとしている。

項目6 サービス提供について

97.4% サービス提供前後に手洗いを実施することとしている。

62.1% サービス提供前後にうがいを実施することとしている。

89.5% サービス提供前後にマスクを着用することとしている。

63.4% サービス提供前後にエプロンを着用することとしている。

96.1% 必要時に手袋を着用することとしている。

62.7% 事業所内でもマスクを着用することとしている。

項目7 利用者に発熱等の症状がある場合の対応

85.0% サービス提供前に、本人・家族又は職員が本人の体温を計測することとしている。

69.9% 37.5℃以上又は呼吸器症状が、2日以上続いた場合には、「新型コロナ受診相談センター（旧：帰国者・接触者相談センター）」に電話連絡することとしている。

85.6% ケアマネジャーと連携してサービスの必要性を検討し、感染防止策を徹底してサービス提供をしている。

80.4% 高齢者等は感染した場合に重篤化するおそれが高いため、勤務上の配慮を行うこと。

60.8% 職員又は利用者に新型コロナウイルス感染者が発生した場合にどのような対応をするかについて、内部で検討・シミュレーションをしている。

新型コロナウイルス対策（チェックシート）

【介護施設・事業所（通所系、短期入所系、その他）】

- ※ 通所系…通所介護、通所リハ、地域密着通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型、看護小規模多機能型
- ※ 短期入所系…短期入所生活介護、短期入所療養介護
- ※ その他…居宅介護支援、介護予防支援、居宅療養管理指導、福祉用具貸与、特定福祉用具販売

貴施設・事業所のサービス種類

所在市町村	
事業所名	
通所系、短期入所系、 その他の別	
サービス名	

【回答数 786事業所】

実施率

以下の項目について、当てはまるものすべてにチェックしてください。

項目 1 「高齢者介護施設における感染対策マニュアル（改定版）」について

- 96.9% 施設長・管理者、職員等の間で内容を確認しあっている。

項目 2 咳エチケット（マスク着用を含む。）や手洗い、手指アルコール消毒について

（マスクやアルコール等の在庫がない場合であっても、可能な限り対応している場合は、チェックしてください）

- 98.6% 職員を対象に実施することとしている。
- 72.8% サービス利用者を対象に実施することとしている。
- 58.1% 委託事業者を対象に実施することとしている。

項目 3 体温計測を実施する職員の範囲

- 93.4% 利用者と接する介護職員
- 86.6% 管理者、事務職や送迎を行う職員等
- 43.0% ボランティア等の職員

項目 4 発熱した職員の対応

- 94.7% 職員は、各自出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合、出勤を行わないこととしている。
- 98.5% 発熱があった職員について、管理者に報告することとしている。
- 90.1% 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続く職員、強いだるさや息苦しさがある職員は「新型コロナ受診センター（旧：帰国者・接触者相談センター）」に相談することとしている。
- 85.0% 発熱があった職員について、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまで出勤を行わないこととしている。
- 93.4% 発熱があった職員の症状が改善した場合であっても、引き続き職員の健康状態に留意することとしている。

項目 5 委託業者からの物品の受け渡しについて

- 86.3% 物品の受け渡しは玄関等施設の限られた場所で行うこととしている。
- 59.7% 委託業者が施設内に立ち入る場合は、体温を計測してもらい、発熱がある場合は立ち入りを断ることとしている。

項目 6 利用者に発熱等の症状がある場合の対応（全サービス共通）

- 73.8% 37.5℃以上又は呼吸器症状が、2日以上続いた場合には、「新型コロナ受診センター（旧：帰国者・接触者相談センター）」に電話連絡することとしている。
- 69.3% 職員又は利用者に新型コロナウイルス感染者が発生した場合にどのような対応をするかについて、内部で検討・シミュレーションをしている。

項目 7 利用者に発熱等の症状がある場合の対応（通所系、短期入所系） 【回答数 483事業所】

- 91.1% 送迎車に乗車する前に、本人・家族又は職員が本人の体温を計測することとしている。
- 97.9% 利用者に発熱等の症状がある場合、サービスの利用を断ることとしている。
- 90.1% 解熱後24時間又は呼吸器症状が改善していない利用者について、サービスの利用を断ることとしている。
- 94.8% 発熱により利用を断った利用者については、担当するケアマネジャー等に情報提供を行うこととしている。

項目 8 利用者に発熱等の症状がある場合の対応（居宅介護支援、介護予防支援） 【回答数 243事業所】

- 91.0% 発熱により事業所が利用を断った場合、各事業所から情報提供を受けることとなっている。
- 78.3% 利用者の発熱により、通所等のサービス事業所がサービスの利用を断った場合、訪問介護等の提供を検討することとしている。